

憲法歯止め脅かす抑止論

崩れゆく専守防衛

検証 敵基地攻撃能力

- 1 エスカレーション
- 2 9条の規範性
- 3 戦争の犠牲
- 4 水面下の布石
- 5 安保法の次段階

「抑止力として力を発揮するの、圧倒的に『懲罰的抑止』だ。報復の可能性にどれだけ現実味・真実味をもたせられるかで、効果も変わってくる。だからこそ日本は核を巡る意思決定に、深く関与すべきだ」

今夏の参院選で演説中に凶弾に倒れた安倍晋三元首相は四月、月刊誌に米国の核兵器を日本で共同運用する「核共有」の議論を促す論文を寄稿した。自ら積極的に訴えてきた敵基地攻撃能力の保有に関する自民党内の議論がまとまろうとし

ていた時だった。「懲罰的抑止」とは、相手に耐え難い被害を与える報復能力を示して攻撃を断念させる考え方。それは憲法九条に基づいて専守防衛に徹してきた日本の安全保障政策を大きく変容させることを意味する。

だが、日弁連憲法問題対策本部副本部長の伊藤真弁護士は「当時の見解は、軍事技術が発展していなかった半世紀前の仮定に基づいた議論。軍事力を高めた中国や北朝鮮に敵基地攻撃してもそこで終わるはずがなく、相手を殲滅するまで続けなければならない」と指摘。「憲法の下で許される必要最小限の自衛の措置」とはとも言えない」として、現代の敵基地攻撃能力の保有は憲法九条違反と断じる。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府は一九五〇年代、敵基地攻撃に関して「防衛手段がほかに全然ない場合」に「座して自滅を待つのが憲法の趣旨ではない。誘導弾などの基地をたたくのは法理的には自衛の範囲に含まれ可能だ」ということは法理的には自衛の範囲に含まれ可能との見解を示している。岸田政権もこの見解を基に、保有は政策判断で憲法上問題

「抑止力として力を発揮するの、圧倒的に『懲罰的抑止』だ。報復の可能性にどれだけ現実味・真実味をもたせられるかで、効果も変わってくる。だからこそ日本は核を巡る意思決定に、深く関与すべきだ」

政府は一九五〇年代、敵基地攻撃に関して「防衛手段がほかに全然ない場合」に「座して自滅を待つのが憲法の趣旨ではない。誘導弾などの基地をたたくのは法理的には自衛の範囲に含まれ可能」ということは法理的には自衛の範囲に含まれ可能との見解を示している。岸田政権もこの見解を基に、保有は政策判断で憲法上問題

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

政府見解に詳しい阪田雅裕元内閣法制局長官も「発射地点をたたくは用が足りるなどの前提で議論していた当時と状況が全く異なる。ないこの立場だ。

「脅し」による抑止で安全を維持する方針に転換を主張

一定の仮定のもとで憲法上可能との見解だが、軍事技術が発展した現代とは前提が異なるとの指摘も

敵基地攻撃に関する答弁

▶ 座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではあるまい。他に全然方法がない限り、誘導弾などの基地をたたくのは法理的には自衛の範囲に含まれ可能だ。しかし、現実の問題として起こりがたいのであって、平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っていることは憲法の趣旨ではない

専守防衛に関する答弁

▶ 日本の防衛の限界は専守防衛を主とする。目的では防衛に限る、地域では本土ならびに本土周辺に限る、手段では核兵器や脅威を与える攻撃的兵器は使わない

懲罰的抑止に関する考え

▶ 懲罰的抑止とは、多大な被害を与える意図や能力を示すこと。「報復されるかもしれない」と思わせることで抑止が働く

敵基地攻撃や専守防衛に関する政府答弁と安倍氏の主張

今是指揮命令系統などほぼ全て殲滅的に攻撃することが必要で、憲法九条の規範性が失われる」と強調する。憲法の理念とは相いれな

い「力と力」「懲罰的抑止」の先には「核兵器を持つた方が世界は安定する」という倒錯した世界観すら見える。(市川千晴)

伊能繁次郎 防衛庁長官 (1959年)

中曽根康弘 防衛庁長官 (1970年)

安倍晋三元首相 (2022年)